

今年度から 条件付採用終了時の健康診断書提出が不要になりました …疑問を感じたら 声をあげることが大事です

青年教職員の疑問が

高教組を通して県教委を動かしました

教職員が採用される時は、正規採用の場合も臨時採用の場合も、3ヶ月以内に受けた健康診断書の提出が求められます。これは、労働安全衛生法に基づいた労働安全衛生規則で、労働者の雇い入れ時に健康診断を行わなければならないと規定されていることが根拠とされています。

県教委はこれまで、新規採用の教職員に対して、採用時点(年度当初)と条件付採用期間(教員は1年、他の職は6ヶ月)が終わって正式の採用が確定した時の2回、健康診断書の提出を求めています。このことについて、高教組が今年3月に開いた青年組合員の交流会で、「どうして2回も出さなければいけないのか」という声が数多く出されました。

これを受けて高教組が、「2回提出させることに法的な根拠があるのか」と県教委に質したところ、「規則についての県教委としての解釈で、従来からこうしてきている」と回答しました。そこで高教組は、「雇い入れ時の健康診断書の提出は採用時だけで十分のはず」と主張し、条件付採用期間終了時の健康診断書提出は不要とするよう申し入れました。

このことについて、今月上旬、県教委から「高教組からの要請もあり、他県の状況な

ども調べて検討した結果、今年度から、条件付採用期間終了時の健康診断書提出は不要とすることにした」と回答がありました。

青年教職員の率直な疑問が、教職員組合としての要求となり、県教委を動かして、今年度以降の新規採用者の負担が軽減されるという改善が実現しました。



高教組は「雇い入れ時の健康診断書」の 公費負担を求めています

今回の改善は、「雇い入れ時の健康診断」についての改善の第一歩です。そもそも労働安全衛生規則は、雇用主に対して、健康診断を行うことを義務づけているのですから、「雇い入れ時の健康診断書」にかかる費用は、新規採用でも臨時採用でも、雇用主である県教委が負担すべきです。高教組は、今年3月に提出した17春闘要求書で、「雇い入れ時の健康診断書」の費用の公費負担を要求しています。

教職員が感じている疑問や「何とかならないのか」という声が労働条件や職場環境の改善の出発点です。皆さんの率直な疑問や要求を高教組にお寄せください。そして、労働条件や職場環境の改善のために、一緒にとりくみをすすめてみましょう。

労働条件を改善させるのは団結の力です 教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ